

○株主総会資料の電子提供制度に係る株式取扱規程モデルの改正について

〔 2022年4月8日
全国株懇連合会理事会決定 〕

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により導入される株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行され、株主は会社に対して電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求（以下、「書面交付請求」という。）することができる（会社法第325条の5第1項）ことになりました。また、書面交付請求をした日（書面交付請求をした株主が後述の異議を述べたときは、当該異議を述べた日）から1年を経過したときは、会社は、書面交付請求をした株主に対し、書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には1か月を下らない期間内に異議を述べるべき旨を催告（以下、「異議申述手続」という。）することができます（同条第4項）。

株主からの書面交付請求の方法および株主が異議申述手続に対して異議を述べる方法については、いずれも会社法上特段定められていません。一方、電話等での口頭による書面交付請求や異議申述を認めると、会社として事後的に書面交付請求や異議申述の有無を確認することが困難となることが懸念されます。株主から書面交付請求や異議申述が適法になされたにも関わらず、会社が当該株主に対して電子提供措置事項を記載した書面を交付しなかった場合には、株主総会決議の取消事由となることも考えられますので、書面交付請求や異議申述の有無が明確となるようにしておく必要があります。

このため、書面交付請求および異議申述の確実な受付手続を行うという観点から、その方法を書面に限定することを株式取扱規程に定めることとし、別紙のとおり「株式取扱規程モデル」を改正することとします。

また、書面交付請求は株主権であり、振替法第147条第4項に規定された少数株主権等には該当しないため、「株式取扱規程モデル 第4章株主権行使の手続き」において少数株主権等の行使方法を規定した現行第11条（少数株主権等）の規定の前に第11条として置くこととしました。なお、新しい条文の追加となりますので、現行の11条以下の条数を繰り下げることと、現行の第14条（買取代金の支払）、第20条（買増株式の移転）、第23条（手数料）、第25条（グローバル機関投資家等による議決権の代理行使）については規定中に引用された条数も繰り下げとなりますので、留意が必要です。株式取扱規程モデル改正の効力発生日は、電子提供制度の施行日である2022年9月1日となりますので、それまでに改正手続きをしておくことが望ましいと思われます。

なお、株式取扱規程モデルの条文を引用している各事務取扱指針等につきましては、本改正による引用条文の繰り下げに伴う所要の変更をいたします。

以上

株式取扱規程モデル

(下線は変更部分を示します)

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>第 11 条～第 13 条（条文省略）</p> <p>（買取代金の支払）</p> <p>第 14 条 当社は、前条により算出された買取価格から第 23 条に定める手数料を控除した金額を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日まで に買取代金を支払うものとする。</p> <p>2 （条文省略）</p> <p>第 15 条～第 19 条（条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">（書面交付請求および異議申述）</p> <p>第 11 条 <u>会社法第 325 条の 5 第 1 項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第 5 項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。</u></p> <p>第 12 条～第 14 条（現行どおり）</p> <p>（買取代金の支払）</p> <p>第 15 条 当社は、前条により算出された買取価格から第 24 条に定める手数料を控除した金額を買取代金とし、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日まで に買取代金を支払うものとする。</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>第 16 条～第 20 条（現行どおり）</p>

<p>(買増株式の移転)</p> <p>第20条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に第23条に定める手数料を加算した金額が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第23条 第12条の単元未満株式買取請求および第16条の単元未満株式買取請求に係る手数料は、以下のとおりとする。 (各社の定める手数料を記載する。)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(グローバル機関投資家等による議決権の代理行使)</p> <p>第25条 グローバル機関投資家等は、次条から第28条までの要件および手続きを満たすことを条件として、当会社の株主総会に出席して議決権を代理行使する(以下単に「議決権を代理行使する」という。)ことができる。</p> <p>第26条～第28条 (条文省略)</p>	<p>(買増株式の移転)</p> <p>第21条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に第24条に定める手数料を加算した金額が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。</p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(手数料)</p> <p>第24条 第13条の単元未満株式買取請求および第17条の単元未満株式買増請求に係る手数料は、以下のとおりとする。 (各社の定める手数料を記載する。)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(グローバル機関投資家等による議決権の代理行使)</p> <p>第26条 グローバル機関投資家等は、次条から第29条までの要件および手続きを満たすことを条件として、当会社の株主総会に出席して議決権を代理行使する(以下単に「議決権を代理行使する」という。)ことができる。</p> <p>第27条～第29条 (現行どおり)</p>
---	--

<p>【補足説明】</p> <p><新設></p>	<p>【補足説明】</p> <p><u>第11条</u></p> <p>(1) <u>株主は会社に対して株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求（以下、「書面交付請求」という。）することができる（会社法第325条の5第1項）。また、書面交付請求の日（書面交付請求をした株主が後述の異議を述べたときは、当該異議を述べた日）から1年を経過したときは、会社は書面交付請求した株主に対し、書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には1か月を下らない期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる（同条第4項）。なお、書面交付請求は振替法第147条第4項に規定された少数株主権等には該当しないため、個別株主通知の申し出を要しない。</u></p> <p>(2) <u>書面交付請求および異議申述の方法はいずれも会社法上特段定められていないところ、書面交付請求および異議申述がされたかどうか明確にするため、請求方法を書面に限定するものである。</u></p> <p>(3) <u>書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合の請求方法は、証券会社等および機構の定めるところによる（第1条参照）。また、異議申述を証券会社等および機構を通じてすることはできないと考えられる。</u></p> <p>(4) <u>書面交付請求に際しての株主確認は、「株主本人確認指針」に定めるところによる。株主が会社（株主名簿管理人）に電話等で書面交付請求を行う旨を通知した場合、株主の登録住所宛</u></p>
---------------------------------	---

	<p><u>に会社所定の書面交付請求書を送付し、当該請求書が会社（株主名簿管理人）に提出されることをもって行う。</u> <u>この場合、当該請求書が会社（株主名簿管理人）に到着した時に書面交付請求の効力が発生したこととなる。</u>なお、<u>株主が会社所定の書面交付請求書以外の書面を用いて請求する場合は、株主本人確認書類の提出を要する。</u></p> <p><u>（5）会社が異議申述の催告を行うときは、催告に際して会社所定の催告書と併せ異議申述書を対象株主に送付することも考えられる。</u></p> <p>※以下、補足説明の条数を繰下げ、補足説明中の株式取扱規程モデルの条数の引用部分についても繰下げを行う。</p>
--	--

以 上